

# 貸借対照表

令和 4年 3月31日

( 単位 円 )

資 産 の 部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	661,580,870	668,490,003	△ 6,909,133
有形固定資産	516,942,479	543,770,962	△ 26,828,483
土地	72,560,871	72,560,871	0
建物	398,546,801	421,813,490	△ 23,266,689
構築物	28,051,113	30,344,491	△ 2,293,378
機器備品	15,153,046	15,760,410	△ 607,364
図書	104,525	104,525	0
車輛	2,526,123	3,187,175	△ 661,052
特定資産	143,182,500	123,182,500	20,000,000
人件費引当特定預金	50,182,500	45,182,500	5,000,000
修繕費引当特定預金	25,000,000	20,000,000	5,000,000
備品等購入引当特定預金	30,000,000	25,000,000	5,000,000
施設・設備整備引当特定預金	38,000,000	33,000,000	5,000,000
その他の固定資産	1,455,891	1,536,541	△ 80,650
電話加入権	100,000	100,000	0
施設利用権（水道）	644,192	693,396	△ 49,204
施設利用権（下水道）	411,699	443,145	△ 31,446
出資金	300,000	300,000	0
流動資産	48,299,033	50,827,804	△ 2,528,771
現金預金	46,120,716	49,578,358	△ 3,457,642
普通預金	41,356,173	45,053,888	△ 3,697,715
定期預金	4,764,543	4,524,470	240,073
未収入金	1,925,245	999,700	925,545
前払金	239,500	231,690	7,810
立替金	13,572	18,056	△ 4,484

科 目	本年度末	前年度末	増 減
資産の部合計	709,879,903	719,317,807	△ 9,437,904
負 債 の 部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	278,421,890	287,584,530	△ 9,162,640
長期借入金	278,421,890	287,584,530	△ 9,162,640
流動負債	14,728,799	14,516,439	212,360
短期借入金	9,162,640	9,258,060	△ 95,420
未払金	3,583,847	2,923,098	660,749
前受金	370,557	594,034	△ 223,477
預り金	1,604,478	1,732,428	△ 127,950
仮受金	7,277	8,819	△ 1,542
負債の部合計	293,150,689	302,100,969	△ 8,950,280
純 資 産 の 部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	312,792,378	301,301,218	11,491,160
第1号基本金	303,792,378	293,301,218	10,491,160
第4号基本金	9,000,000	8,000,000	1,000,000
繰越収支差額	103,936,836	115,915,620	△ 11,978,784
翌年度繰越収支差額	103,936,836	115,915,620	△ 11,978,784
純資産の部合計	416,729,214	417,216,838	△ 487,624
負債及び純資産の部合計	709,879,903	719,317,807	△ 9,437,904

注記

1. 重要な会計方針

引当金の計上基準

退職給与引当金の算定方法 期末要支給額 25,273,308円は、島根県私学退職金財団よりの交付金と同額であるため計上していない。

2. 重要な会計方針の変更等

該当なし

3. 減価償却額の累計額の合計額 71,241,115円

4. 徴収不能引当金の合計額

該当なし

5. 担保に供されている資産の種類及び額

担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。

土地 71,327,483円

建物 344,147,468円

6. 翌年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

該当なし

7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない

8. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

該当なし